

## 小樽市独居高齢者等給食サービス事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、小樽市独居高齢者等給食サービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）第11条に基づき、小樽市独居高齢者等給食サービス事業（以下「事業」という。）を適切に実施するために必要な事項を定める。

### (事業の内容)

第2条 要綱第4条に規定する事業の内容について、以下のとおり実施するものとする。

- (1) 単身高齢者世帯又は高齢者のみの世帯等に対し、安否確認を兼ねて給食を配達する事業であり、定期的に声かけを行うことで、利用者に安心感を持ってもらうことを目的として行う。
- (2) 週1回、栄養バランスの取れた給食を調理し、利用者の居宅等へ個別に配達し、必ず利用者と顔を合わせて異常がないことを確認する。
- (3) 配達時に万一異常を発見した場合には、緊急連絡先や関係機関に連絡を行うなど、必要な対応を行う。
- (4) 利用者の決定は、事業の利用希望者からの申請により小樽市が行い、小樽市から要綱第3条に規定する受託者へ配食を依頼するものとする。

### (事業の実施方法)

第3条 事業は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により実施するものとする。

- (1) 小樽市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）による配食  
協議会は、給食の調理及び地域の拠点までの配達を行い、協議会に登録のある地域のボランティアによる地域の拠点から利用者の居宅等への個別配達、又は、利用者による地域の拠点での給食の受け取りにより安否確認を行う。
- (2) 協議会以外で事業を実施する者（以下「実施事業者」という。）による配食  
実施事業者は、給食を調理し、利用者の居宅等への個別配達による安否確認を行う。

### (登録の申請)

第4条 前条第2号の規定による配食を行おうとする実施事業者は、必要書類を添えて、小樽市独居高齢者等給食サービス実施事業者登録申請書（別紙様式1）を市長に提出し、実施事業者として登録を受けなければならない。

### (登録要件)

第5条 前条の規定による実施事業者の登録を受けるためには、以下の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 事業の趣旨に賛同し、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができ、要綱及び本要領に基づいたサービスの提供が可能であること。
- (2) 調理加工を行うための施設・設備を有し、調理から配達及び安否確認の一連の業務を事業者の責任によって実施できること。
- (3) 調理加工を行うための施設において食品衛生法による営業許可を受けており、食品衛生責任者が1名以上在籍していること。
- (4) 小樽市内全域に配達が可能であること。
- (5) 管理栄養士又は栄養士が作成した献立に基づき調理した高齢者向けの栄養バランスの取れた給食が提供できること。
- (6) 市税・法人税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）ではないこと。

(登録の審査及び決定)

第6条 市長は、第4条の申請書の提出があった場合は、申請者が前条の登録要件を満たしているか審査し、登録要件を満たしている場合は、実施事業者として登録するものとし、登録要件を満たしていない場合は登録を認めないものとする。

2 市長は、前項の審査の結果について、小樽市独居高齢者等給食サービス実施事業者登録決定（却下）通知書（別紙様式2）により申請者に通知するものとする。

(登録の抹消)

第7条 市長は、前条第1項の規定により実施事業者として登録した事業者について、以下の事項に当てはまる場合は、登録を抹消することができる。

- (1) 実施事業者から、登録抹消の申出があったとき。
- (2) 実施事業者が第5条の登録要件を満たしていないことが判明したとき。
- (3) その他事業の実施に不相当であると市長が認めたとき。

(再委託の承認申請)

第8条 協議会及び実施事業者（以下「実施事業者等」という。）が業務の一部を再委託しようとする場合は、実施事業者等は、小樽市独居高齢者等給食サービス事業再委託承認申請書（別紙様式3）を提出し、事前に市長の承認を得なければならぬ。

(再委託の承認の審査及び決定)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、申請内容を審査し、審査の結果について、小樽市独居高齢者等給食サービス再委託承認（却下）通知書（別紙様式4）により実施事業者等に通知するものとする。

(再委託の取消し)

第10条 市長は、前条により承認した再委託について、以下の事項に当てはまる場合は、承認を取り消すことができる。

- (1) 実施事業者等から、承認取消しの申出があったとき。
- (2) その他事業の実施に不相当であると市長が認めたとき。

(配食の依頼、管理及び報告)

第11条 市長は、要綱第6条第2項の規定により事業の利用を決定した場合は、小樽市独居高齢者等給食サービス事業連絡票（別紙様式5。以下「連絡票」という。）により実施事業者等へ配食を依頼するものとする。

- 2 事業の円滑な実施のため、実施事業者等は、利用者ごとの配食状況について適切に管理するものとする。
- 3 市長は、要綱第7条の規定による利用の変更をした場合、要綱第8条第2項の規定により利用を休止若しくは廃止した場合又は職権により利用を廃止した場合で必要なときは、連絡票により実施事業者等へ連絡するものとする。

(報告等)

第12条 実施事業者等は、毎月の配食実績について、翌月10日までに小樽市独居高齢者等給食サービス事業月報（別紙様式6。以下「月報」という。）により市長へ報告するものとする。

- 2 実施事業者等は、配食時に異常を発見して緊急対応を行った場合等、特別な対応を行った場合は、その都度速やかに市長へ報告するものとする。
- 3 実施事業者等は、利用の廃止、休止、配食内容（曜日又は配食方法）の変更があった場合は、月報により市長へ報告できるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、事業の運営に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(宛先) 小樽市長

(申請者) 所在地  
 名称  
 代表者 (職・氏名) 印

## 小樽市独居高齢者等給食サービス実施事業者登録申請書

小樽市独居高齢者等給食サービス事業実施要領第 5 条の要件に該当するので、添付書類を添えて、以下のとおり登録の申請をします。

なお、暴力団員等に該当しないことを確認するため、必要に応じ、小樽市が他の官公署に照会を行うことについて、承諾します。

事業所	所在地				
	名称				
	屋号又は商号				
	連絡先	電話 ( )	FAX ( )	担当者	
	E-mail				
1 か月当りの配食可能数	食	1 食当りの販売価格	普通食 (税込) 円	1 食当りの生産原価 (利用者負担分)	普通食 (税込) 円

### 【添付書類】

- 事業者の概要 (経歴・実績・配達エリア等)
- 直近 1 年間の決算書等
- 市税・法人税・地方消費税に滞納がないことの証明書 (公印があるもの)
- 食品衛生法に基づく営業許可証の写し
- 食品衛生監視票の写し (直近 3 か月以内に監視員の点数・捺印があるもの)
- 事業者における調理から安否確認までの流れや緊急時対応の具体的方法が分かるもの
- 事業者における個人情報の取扱いについての規定
- 1 食当りの生産原価構成率表
- その他 ( )

(宛先)

様

小樽市長

印

小樽市独居高齢者等給食サービス実施事業者登録決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった実施事業者の登録申請について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1 決 定

事業所	所在地					
	名称					
	屋号又は商号					
	代表者	職名	氏名			
1か月当たりの配食数（上限）	食	1食当たりの単価	普通食（税込）円	1食当たりの利用者負担額	普通食（税込）円	

2 却 下

(理由)

年 月 日

(宛先) 小樽市長

申 請 者 所在地

(契約の受託者) 名 称

代表者 (職・氏名)

印

## 小樽市独居高齢者等給食サービス事業再委託承認申請書

小樽市独居高齢者等給食サービス事業の業務の一部を再委託したいので、以下のとおり申請します。なお、業務の一部の再委託については、下記の遵守事項を厳守し、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに再申請します。

再委託の相手方	所在地				
	名 称		代表者	職・氏名	
	屋号又は商号				
	連絡先	電話 ( )	FAX ( )	担当者	
	E-mail				
再委託理由					
再委託の業務内容	<input type="checkbox"/> 給食の調理 <input type="checkbox"/> 配達 ( ~ ) <input type="checkbox"/> 利用者負担金の受領 <input type="checkbox"/> 安否確認				
再委託の期間	年 月 日 から 年 月 日まで				
1か月当たりの委託予定数	食	1食当たりの契約予定価格	普通食(税込) 円	1食当たりの生産原価(利用者負担分)	普通食(税込) 円

## 【遵守事項】

- 再委託先の管理運営に係る業務は原契約の受託者（以下「受託者」という。）が行い、再委託を行った業務に係る一切の行為についての責任は受託者が負います。
- 再委託先の衛生管理の審査については受託者が行い、食中毒等の事故等が発生した際の賠償の責任は受託者が負います。
- 小樽市から提供を受けた個人情報、受託者が管理します。
- 受託者は、再委託先が暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）ではないことを確認します。
- 受託者は、再委託先が市税・法人税・地方消費税に滞納がないことを確認します。
- 受託者と再委託先で交わした契約書の写しを、速やかに小樽市へ提出いたします。

指令第 号  
年 月 日

(宛先)

様

小樽市長

印

## 小樽市独居高齢者等給食サービス事業再委託承認（却下）通知書

年 月 日付けで承認申請のあった、小樽市独居高齢者等給食サービス業務の一部再委託について、下記のとおり承認（却下）したので通知します。

## 記

## 1 承認

受 託 者		
再委託の相手方	所在地	
	名 称	
	屋号又は商号	
	代 表 者	職名 氏名
承認する業務内容		
承認期間		年 月 日 から 年 月 日まで

## 【承認の条件】

- ① 再委託先の管理運営や衛生管理等再委託を行った業務に係る一切の責任は原契約の受託者（以下「受託者」という。）が負い、また、再委託先の業務の履行に伴う賠償の責任は、受託者が負うこと。
- ② 小樽市が提供した個人情報の管理は、受託者が責任を持って行うこと。
- ③ 受託者と再委託先で交わした契約書の写しを、速やかに小樽市へ提出すること。
- ④ 受託者は再委託先に対する対価の支払い等について、適切に取り扱うこと。
- ⑤ 再委託先となった者が、さらに第三者に委託（再々委託）することはできません。
- ⑥ 再委託先が当該事業の実施に不相当であると市長が認めるときは、承認を取り消します。

## 2 却下

(理由)

別紙様式 5

小樽市独居高齢者等給食サービス事業 連絡票

事由			(新) 事業者名					通知年月日	年 月 日			
			(旧) 事業者名									
番号	利用者								緊急連絡先			
	ふりがな 氏名	住所	生年月日	連絡先①	曜	種類	世帯	備考	氏名	関係	連絡先①	住所
		マンション名等	年齢	連絡先②	配食方法						連絡先②	マンション名等
連絡事項												

